

2025年6月26日

【差替え掲載】FWD 生命、「ふえる」期待と「へらさない」安心感を円建でかなえられる『FWD 円建一時払変額年金』を発売

FWD 生命保険株式会社 (本社：東京都中央区、代表取締役社長 兼 CEO：伊地知 剛、以下 FWD 生命)は、年金原資確定部分付変額年金保険『FWD 円建一時払変額年金』を 2025 年 7 月 1 日に発売することをお知らせします。

投資や資産形成への関心が高まる中、お客さまのニーズにお応えするため、『FWD 円建一時払変額年金』を開発しました。一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、運用実績に応じて年金原資最低保証額を見直す“ラチェット機能”を備えた円建ての一時払変額年金保険です。

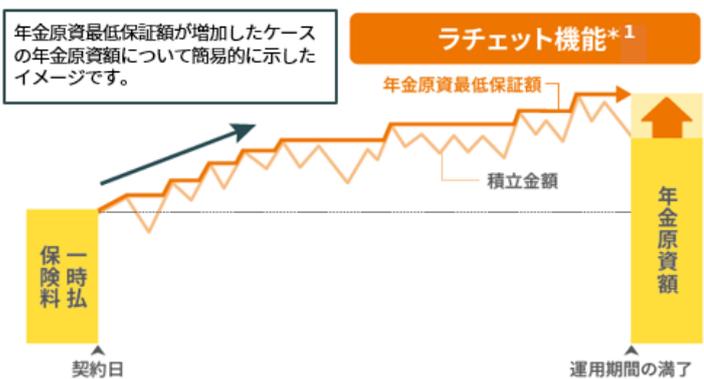
ラチェット機能とは、運用実績を自動的に確保する仕組みです。

この機能を搭載した『FWD 円建一時払変額年金』は、年金原資最低保証額が、運用実績に応じて増加し、一度ふえたら下がりにません。また年金原資額が一時払保険料（基本保険金額と同額）を下回ることはありません。詳しくは【別紙】をご参照ください。

※運用期間満了まで契約を継続する必要があります。なお、途中解約した場合の解約返戻金額については、一時払保険料を下回ることがあります。

Point 1

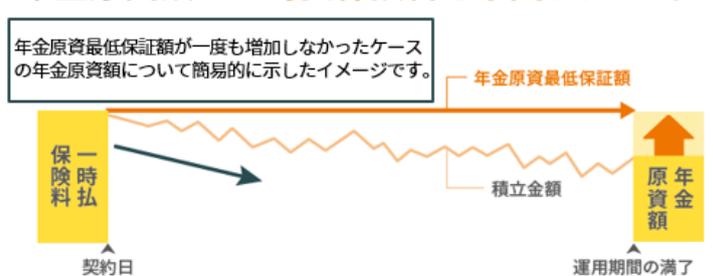
運用実績を自動的に確保する仕組みがあります。



*1 年金原資運用実績連動保証特約を付加した場合のお取扱いで、運用実績に応じて年金原資最低保証額を見直す機能です。なお、この特約は、あらかじめ主契約に付加されています。

Point 2

年金原資額は一時払保険料を下回りません。*2



*2 運用期間満了まで契約を継続する必要があります。

FWD 円建一時払変額年金の特徴

- ① お支払いいただいた保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。
※契約日時点の積立利率で着実に運用する定率部分と特別勘定（特別勘定の名称：3資産バランスI型）で積極的に運用する運用実績連動部分に分けて運用します。積立利率は定率部分の積立金に適用される利率であり、一時払保険料に対する実質的な利回りではありません。
- ② 運用実績に応じて年金原資最低保証額がアップします。
- ③ 年金原資額は、一時払保険料（基本保険金額と同額）を下回りません。
※運用期間満了まで契約を継続する必要があります。なお、途中解約した場合の解約返戻金額については、一時払保険料を下回ることがあります。
※年金原資額のうち運用実績連動部分の額は、運用実績連動部分の基本保険金額の50%が最低保証されます。契約日における年金原資最低保証額は、年金支払開始日の前日末の定率部分の積立金額と運用実績連動部分の基本保険金額の50%の合計額となり、一時払保険料（基本保険金額と同額）を下回りません。
- ④ 運用期間中の死亡保障は、基本保険金額（一時払保険料と同額）を最低保証します。
- ⑤ 運用期間の満了時、確定年金でのお受取りや定額終身保険への移行等を選択していただけます。

本商品の概要は【別紙】をご参照ください。

※このニュースリリースは、2025年6月2日に掲載した内容について、より分かりやすい表現とするために、一部修正したものです。

FWD 生命保険株式会社について

FWDグループは、アジア全域で生命保険事業を展開しアジアの10の地域で、多くのお客さまに支持されています。

FWD生命は「人々が抱く“保険”に対する感じ方・考え方を刷新すること」をビジョンに掲げ、1996年8月の創業以来、常にお客さまの視点で考え、シンプルでわかりやすく、独自性豊かな商品・サービスを提供し、200万件を超えるご契約をお預かりしています。今後もFWDグループの一員としてアジアを代表する保険会社になることを目指します。

2024年11月29日発売のNEW よい保険・悪い保険2025年版（徳間書店）において、『FWD収入保障』が2018年の発売から6年連続で、ベストランキング第1位を獲得しました。

FWD生命に関してより詳しく知りたい方は、www.fwdlife.co.jpをご覧ください。



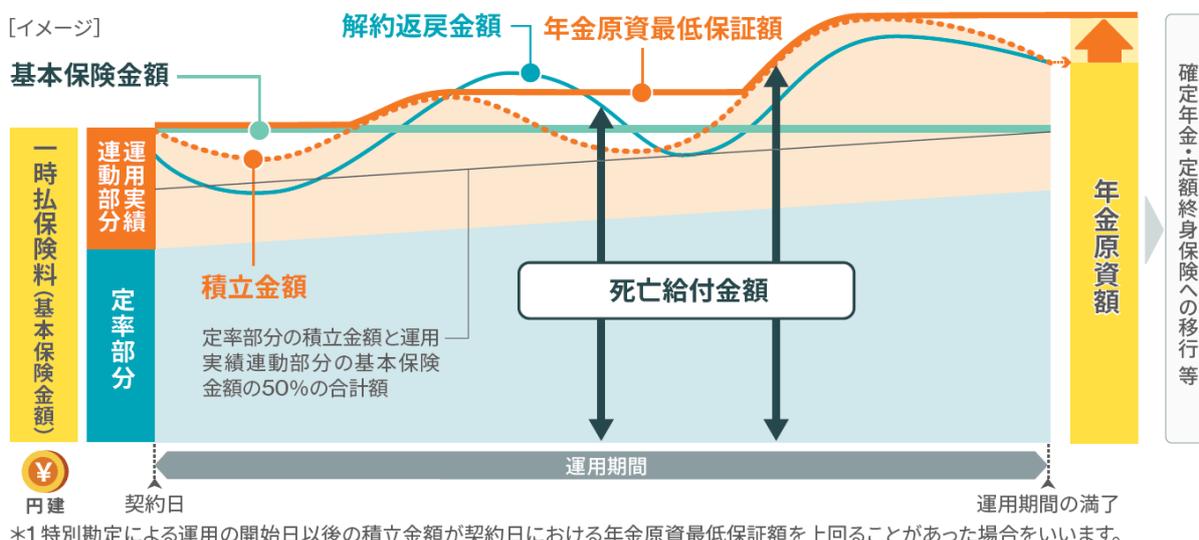
問い合わせ先
FWD 生命保険株式会社
広報担当：伏見・小堤
E-Mail：FLI_cc.jp@fwd.com

【別紙】

仕組み図

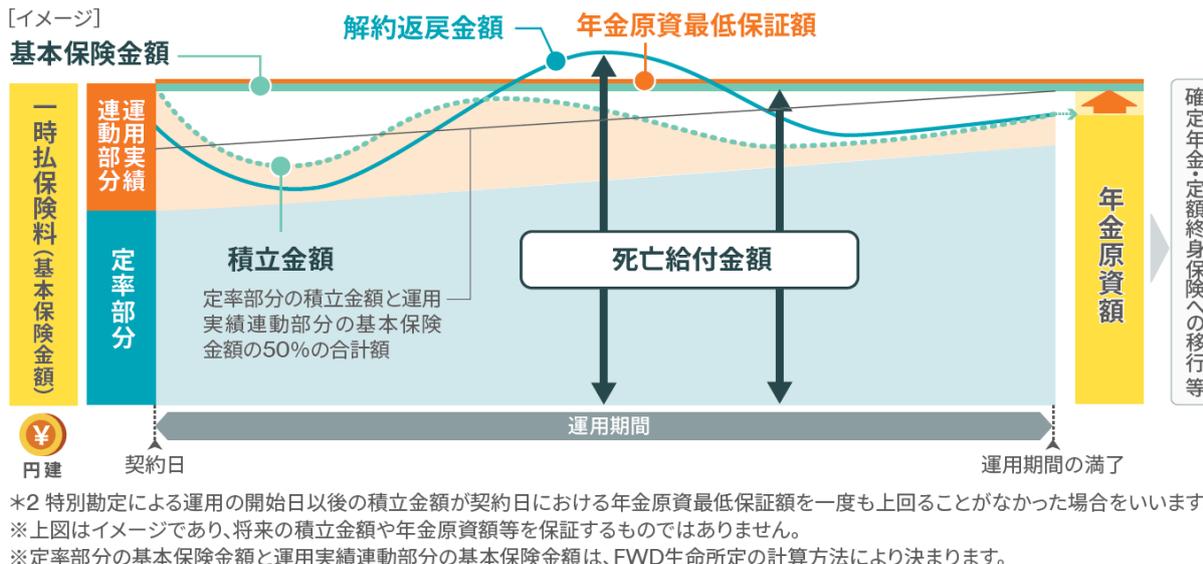
■年金原資最低保証額が増加したケース*1

[イメージ]



■年金原資最低保証額が一度も増加しなかったケース*2

[イメージ]



年金について

被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき、毎年定額の年金をお支払いします。
 (年金支払期間：5年、10年)

年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率等(予定利率等)に基づいて算出するため、年金支払開始日まで確定しません。

死亡保障について

被保険者が、運用期間中に死亡したとき、死亡した日末の基本保険金額、積立金額、解約返戻金額のいずれか大きい額を死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

主契約について [主な取扱規定等]

一時払保険料	【最低】200万円	【最高】5億円	※1万円単位
運用期間	10年・15年・20年	※年金支払開始日に90歳をこえない範囲となります。 ※更新なし	
契約年齢範囲	0歳(生後15日以上)~80歳	保険料払込方法	一時払
解約返戻金	あり	配当金	なし

お客さまに負担していただく諸費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

■ 運用期間中

① 定率部分における費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用および死亡給付金を最低保証するために必要な費用等（保険関係費）であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。保険関係費率は契約日および運用期間等によって異なることがあるため、一律には記載できません。

② 運用実績連動部分における費用

項目	費用	時期
保険関係費 （ご契約の締結・維持等に必要な費用、死亡給付金の最低保証、運用実績連動部分の年金原資額の最低保証、年金原資最低保証額を確保するために必要な費用）	特別勘定の資産総額に対して年率 2.90%	左記の年率の 1/365 を運用実績連動部分の積立金から毎日控除します。
運用関係費 （特別勘定の運用にかかわる費用）	特別勘定の資産総額に対して年率 0.20%	

* 上記の費用以外に、特別勘定が主な投資対象とする指数連動債券の参照指数に対して次の費用がかかります。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、ユニットプライスに反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

- (1) 指数連動債券の参照指数の計算・公表その他の運営にかかる費用：指数値に対して年率 0.95%
- (2) 複製費用：指数の運営・取引にかかる費用となります。複製費用については、事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。

■ 解約をした場合の費用

項目	費用	時期
解約控除 (※) （運用期間中にご契約を解約する場合に必要な費用）	基本保険金額に、運用期間ごとに契約日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額 *解約控除率は下表参照	ご契約の解約等の際に控除します。

(※) 契約日からの経過年数が 10 年以上の場合はかかりません。

解約控除率

運用期間	契約日からの経過年数									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
15年	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%
20年	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

* 定額終身保険への移行後に解約した場合、解約控除はかかりません。

■ 年金支払期間中の費用

項目	費用
年金管理費 (年金支払管理に必要な費用)	支払われる年金額に対して 0.23%

*年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。

*年金支払開始日以後は、年金支払開始日時点の費用の率が年金支払期間を通じて適用されます。

■ 終身保険移行日以後の費用

「定額終身保険移行特約」を付加して定額終身保険に移行する場合、移行後の積立利率の計算にあたって、災害死亡給付金の支払いや保険契約の維持等に必要な費用の率をあらかじめ差し引きます。

*上記の費用は、終身保険移行日等によって異なることがあるため、一律には記載できません。

リスクについて

この保険には、以下のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

■ 運用実績連動部分の投資リスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、死亡給付金額、解約返戻金額、年金原資額等が変動（増減）します。
- 株価・金価格・債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、FWD 生命または生命保険募集人等の第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については『契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』『特別勘定のしおり』に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

■ 解約する場合のリスクについて

定率部分について市場価格調整（『契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）』をご確認ください。）を行うこと、運用実績連動部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかること等の理由により、解約返戻金額等が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※この資料では『FWD 円建一時払変額年金』の概要をご案内しています。この商品の詳細につきましては「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」等をご覧ください。